

中学校給食献立作成補助システム開発及び運用・保守等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下、「要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、中学校給食献立作成補助システム開発及び運用・保守等業務委託（以下、「本委託」という。）の実施事業者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続等について定める。また、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、本プロポーザル実施に必要な事項は、この実施要領に定めることとする。

(提案資格)

第2条 本プロポーザルへの提案資格を有する者は、次の各号の条件をすべて満たした単体企業または分担履行方式による特定共同企業体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に、当該プロポーザルを分担したものが構成員になって結成した共同体。）とする。

- (1) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、所在区分「市内」、規模「中小企業」、登録種目の順位1位が「316：コンピュータ業務」で、細目「A：ソフトウェア開発・改修」及び「B：システム運用・監視」の登録を認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記名簿について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。
- (2) 現在からプロポーザル参加意向申出書の提出期限までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱などに基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定に定めた資格を有する者であること。
- (4) 単体企業で参加する場合、他の特定共同企業体の構成員となっていないこと。また、特定共同企業体の構成員は、単体企業として参加していないこと。
- (5) 特定共同企業体の場合の参加条件
 - ア 特定共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）は、上記(1)～(4)の条件を全て満たすこと。
 - イ 共同企業体協定書兼委任状（様式2）を提出すること。また、各構成員の分担業務が「共同企業体協定書兼委任状」において明らかであること。

(審議事項)

第3条 本プロポーザルの実施及び受託候補者の特定等に関する審査は、教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「局業者選定委員会」という。）において実施し、審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザルの参加資格の決定
 - イ プロポーザルの評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等受託候補者の特定に必要な事項の決定
 - ウ プロポーザル実施要領等の作成
 - エ その他必要と認めるもの

(2) 選定に関する審査

- ア プロポーザルの評価結果の審査
- イ 受託候補者の特定
- ウ 特定・非特定者へのプロポーザルの評価結果の通知

(参加表明手続)

第4条 本プロポーザルにおいて提案書等の提出を希望する者は、参加意向申出書及び別に定める必要書類を提出しなければならない。

(提案資格の確認等)

第5条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第2条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知するものとする。

(実施の公表)

第6条 実施の公表に当たっては、実施要領、提案書等作成要領、提案書評価基準、業務説明資料（別添3）には、原則として次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書等の内容)

第7条 提案書等は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 会社概要及び業務実績
- (2) 当該業務の実施体制
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第8条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 本業務に対する理解
 - (2) 当該業務の実施体制、業務実績、プロジェクト管理
 - (3) 当該業務に関する具体的な提案
 - (4) その他当該業務に必要な事項
- 2 プロポーザルの評価にあたって、必要に応じて、提案者へのヒアリングを行うものとする。
- 3 評価事項については、必要により学識経験者等から意見を聴取することができるものとする。
- 4 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第9条 前条に定めるプロポーザルの評価にあたっては、プロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を別に設置し、次の事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書等の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長 教育委員会事務局 総務課長
- 副委員長 教育委員会事務局 教育 DX 推進課長
- 委員 教育委員会事務局 教育政策推進課長
- 教育委員会事務局 学校給食・食育推進課中学校給食推進担当課長
- 横浜市立中学校長会が推薦する者
- 行財政局 行政マネジメント課担当課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の6分の5の出席をもって成立する。ただし、書類審査の場合は、評価結果の書類の提出をもって出席とみなすことができる。
- 5 委員長は、評価結果を局業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第 10 条 局業者選定委員会は、評価委員会からの評価結果の報告があったときは、局業者選定委員会において次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(提案資格確認結果の通知)

第 11 条 第 5 条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第 12 条 第 8 条第 5 項により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書等提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、令和 8 年 8 月 27 日から施行する。